## 試験検討作業部会設置要領の改正について

### 試験検討作業部会設置要領(令和元年5月10日)新旧対照表

 改正
 現行

 初期専門能力開発・試験検討作業部会設置要領
 試験検討作業部会設置要領

令和元年 5 月 1 0 日 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制度検討特別委員会 令和2年5月8日一部改正 令和元年5月10日 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制度検討特別委員会

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士試験の適正な在り方並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)等の検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「初期専門能力開発・試験検討作業部会」(以下「作業部会」)を設置する。

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士試験の適正な在り方の検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「試験検討作業部会」(以下「作業部会」)を設置する。

#### (設置目的)

1. 第一次試験及び第二次試験並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)等、第9期技術士分科会において示された検討項目のうち、技術士試験に関するものについて、具体的な対応方策や今後の対応方針の検討を行うことを目的とする。

### (設置目的)

1. 第一次試験の各科目の適正化、総合技術部門の在 り方等、第9期技術士分科会において示された検討 項目のうち、技術士試験に関するものについて、具 体的な対応方策や今後の対応方針の検討を行うこと を目的とする。

(会議及び会議資料の公開)

2. 省略

(会議及び会議資料の公開)

2. 省略

(会議の運営)

(会議の運営)

3. 省略

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年5月8日から施行する。

3. 省略

# 初期専門能力開発・試験検討作業部会 設置要領 (案)

令和元年 5 月 1 0 日 科学技術・学術審議会 技 術 士 分 科 会 制度検討特別委員会 令和2年5月8日一部改正

「技術士制度改革に関する論点整理」(平成31年1月8日、第9期技術士分科会)においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士試験の適正な在り方並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)等の検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「初期専門能力開発・試験検討作業部会」(以下「作業部会」)を設置する。

## (設置目的)

1. 第一次試験及び第二次試験並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)等、第9期技術士分科会において示された検討項目のうち、技術士試験に関するものについて、具体的な対応方策や今後の対応方針の検討を行うことを目的とする。

# (会議及び会議資料の公開)

2. 公正かつ適正な技術士試験の実施が困難になるおそれがあるため、作業部会の議事及び資料は、非公開とする。

### (会議の運営)

3. 検討の結果は、作業部会の主査が制度検討特別委員会に適宜報告する。

附則

### (施行期日)

この要領は、令和2年5月8日から施行する。